

中国における就業許可取得の基準と実務対応

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

No.200

中国で就労するためには、まず、日本でZビザを取得し、それを元に、工作許可を取得（主管行政機関は外国専門家局）。
工作許可取得後に、居留許可を取得する（主管行政機関は出入国管理局）。
工作許可が取得できれば、通常は、問題なく居留許可が発行される。

- 工作許可取得の根拠となるのは「外国人中国就労許可制度の全面的実施に関する通知（外專発[2017]40号）」

実務運用では、「学士以上の学歴、就業経験2年以上、60歳以下」の3条件が全て揃うと、B類として工作許可が発行される。
⇒ その3条件が充足できない場合に、どのような基準が適用されるかを中心に実務面を解説する。

1. 法律面の取得基準

① A類

A類は、以下の条件の何れかに該当する場合。

⇒ 一般的には、年収基準でA類を取得するケースが多い。

- 1) 世界500強企業の本社高級管理職・技術研究開発の主要メンバー経験者、
若しくは、子会社・地域本部の副総経理以上、若しくは、技術研究開発責任者を経験した人材。
- 2) 世界500強企業の地域本部、国家ハイテク企業（省級以上の科学技術部門認定）、
大型企業（注1）が雇用する高級管理と技術職に就任する人員。
- 3) 国内外の中型企業（注2）が雇用する高級管理人員、或いは技術職人員、
及び、「外商投資産業指導目録」の奨励類、及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」の
小型外商投資企業が招聘する董事長・法定代表人・総経理・主席技術専門家。
- 4) 平均給与収入が当該地区の前年度の平均給与の6倍以上の人材。
- 5) ポイント制で85点以上の人材

② B類

B類は、以下の条件の何れかに該当する場合。

⇒ 実務上は、上記の通り、

「学士以上の学歴、就業経験2年以上、60歳以下」の3条件に基づきB類申請する人が多い。

- 1) 学士以上の学位、及び、2年以上の職務経験を有する、多国籍企業が派遣する中堅以上の社員、及び、常駐代表機構の代表。
- 2) 当該地区の前年度平均給与の4 倍以上となる人材。
- 3) ポイント制で60点以上の人材。

2. 3条件の何れかを満たさない場合

① 収入基準

該地区の前年度平均給与の6倍以上の場合はA類、4倍以上の場合はB類に該当。

上海では、独自ルールとして、月給5万元以上はA類、3.3万元以上はB類という緩和措置が有る。

② ポイント

ポイントで85点以上（A）、若しくは、60点以上（B）を取れば、工作許可が発給される。

ポイント表の邦訳は次頁。

③ その他

2年以上の就労経験、及び、学士以上の学位という条件を満たすが、60歳以上となった場合、以下の何れかに該当すれば、B類の工作許可取得が可能。

- グローバル企業の中堅以上の管理職、駐在員事務所の一般代表と首席代表。
- 企業の管理者または専門技術者
法定代表人は、これに該当するため、法定代表人であれば、工作許可の取得は可能です。
- 国家関連部門が規定した専門人員、若しくは、プロジェクト実施人員
企業の出資者は、これに該当します。

尚、実務対応部分は、主に上海の状況を踏まえて解説。地域によって対応の差があり得ると、随時、状況変化が生じる可能性が有るため、事前に、工作許可取得予定地域で確認が必要。

<ポイント計算基準>

- 中国内組織が負担する年収
45万元以上（20点）、35～45万元未満（17点）、25～35万元未満（14点）、
15～25万元未満（11点）、7～15万元未満（8点）、5～7万元未満（5点）、5万元未満（0点）
- 学歴・国際職業資質認定
博士・博士相当（20点）、修士・修士相当（15点）、学士・学士相当（10点）
- 業務経験
2年超の場合は1年超過ごとに1点加算（最高20点）、2年（5点）、2年未満（0点）
- 年間就業時間
9か月以上（15点）、6～9か月未満（10点）、3～6か月未満（5点）、3か月未満（0点）
- 中国語HSKレベル
5級以上（5点）、4級（4点）、3級（3点）、2級（2点）、1級（1点）
- 就業地域
西部地区、東北地区など旧工業地域、中部地区の国家級貧困県等の特別区（10点）
- 年齢
18～25歳（10点）、26～45歳（15点）、46～55歳（10点）、56～60歳（5点）、60歳超（0点）
- 卒業大学、若しくは、勤務歴
国外ハイレベル大学卒業、若しくは、世界500強企業での就業経験者、中国就労年数5年以上、
特許権等所有（何れかに該当すれば5点）
- 省級外国人就業管理による奨励点
地方経済と社会の発展に必要な人材（0～10点）